

9章 届出制度

1. 居住誘導区域外における届出・勧告制度

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、居住誘導区域外において3戸以上の住宅の建築行為または一定の建築目的の開発行為を行う際は、その行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務づけられます。

なお、届出に係る行為が居住誘導区域内における居住の誘導を図る上で支障があると認められる場合は、届出者と協議・調整し、必要に応じて勧告を行うことがあります。

■ 建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合。

(例) 3戸の建築行為



- ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して、3戸以上の住宅とする場合。

※2戸以下の建築等行為は届出不要。

■ 開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為。

(例) 3戸の開発行為



- ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの。

(例) 1戸の開発行為 1,500㎡



※2戸以下で1,000㎡未満の開発行為は届出不要。

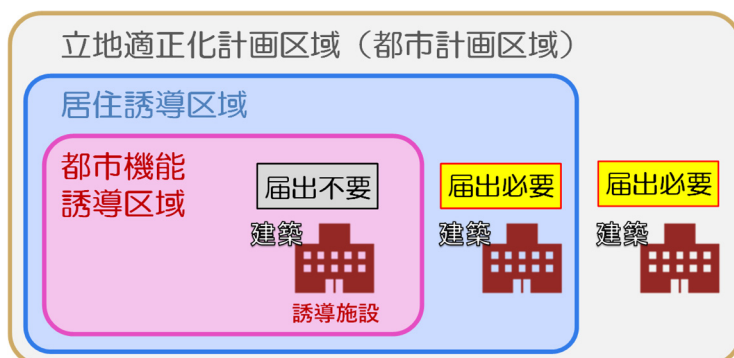
■ 上記の届出内容の変更



2. 都市機能誘導区域外における届出・勧告制度

都市機能誘導区域外における都市機能の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外において誘導施設の建築行為または建築目的の開発行為を行う際は、その行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務づけられます。

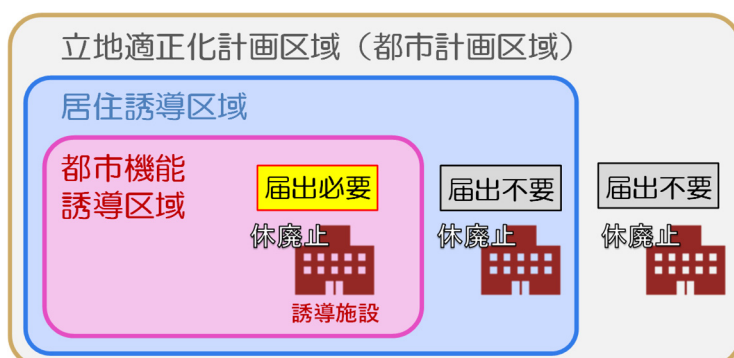
なお、届出に係る行為が都市機能誘導区域内における都市機能の誘導を図る上で支障があると認められる場合は、届出者と協議・調整し、必要に応じて勧告を行うことがあります。



3. 都市機能誘導区域内における届出・勧告制度

都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の動きを事前に把握し、都市機能の維持を図るため、都市機能誘導区域内において誘導施設を休廃止しようとする際は、休廃止しようとする日の30日前までに市長への届出が義務づけられます。

なお、新たな誘導施設の立地の誘導を図るため、休廃止しようとする誘導施設を有効に活用する必要があると認められる場合は、届出者に対し、必要に応じて建築物の存置等について助言・勧告を行うことがあります。



※届出・勧告制度に関する詳細につきましては、別冊「登別市立地適正化計画に係る届出の手引き」をご覧ください。